

令和 7 年（2025 年）10 月 28 日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市中小企業活性化会議
会長 伊津野 範博

熊本市中小企業活性化会議の審議結果について

令和 7 年（2025 年）7 月 2 日付経政発第 114 号で熊本市長より諮問のあった熊本市中小企業・小規模企業振興基本条例（平成 24 年条例第 128 号）第 9 条に掲げる施策の基本方針に基づく中小企業の振興に関する施策等に關し、同条例第 11 条第 2 項に基づき審議したので、その結果を答申いたします。

はじめに

熊本市においては、平成24年12月に熊本市中小企業振興基本条例が制定、平成30年12月に本条例を一部改正し、名称を「熊本市中小企業・小規模企業振興基本条例」に改め、平成31年4月に施行された。

令和2年3月には本条例に基づき、「熊本市中小企業・小規模企業振興基本計画」を策定し、中小企業の振興に関する施策を計画的かつ効果的に実施してきた。

そして、令和6年度をもって当該基本計画が期間満了を迎えたため、令和7年3月に策定した「第2期熊本市中小企業・小規模振興基本計画」を今後の新たな指針として中小企業等の振興に取り組んでいるところである。

近年、原油価格の高騰や円安等の影響による物価上昇、慢性的な人手不足に加え、米国の関税措置による影響等に伴い、市民生活への影響や地域経済の先行きが不透明な状況が続いているおり、中小企業・小規模事業者の経営状況の悪化や必要な支援の変化も見られ、今後も予断を許さない状況が続くと考える。

そのため、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化や新たな事業活動の推進等を通じて、地域経済全体を発展させていくためには、スタートアップ支援、事業承継、販路開拓、DX（デジタルトランスフォーメーション）、人材確保・育成等に係る積極的な施策が行政に求められる。

そのようなニーズを踏まえ、本会議においては、中小企業・小規模企業の振興に関する施策等について審議を行ったところであり、以下のとおり答申する。この答申が、今後の熊本市の施策に活かされることを期待する。

1 中小企業の振興に関する施策について

(1) 創業・事業承継の促進について

- ア スタートアップ支援について、基礎知識に関するセミナーの実施など若者等への支援が必要である。
- イ スタートアップ支援について、スタートアップ企業と適切なメンターやアドバイザーとのマッチング支援が必要である。
- ウ 地域経済を発展させるために、全国のスタートアップ企業と県内事業者の連携を促進する取組が必要である。
- エ 若者の起業を支援するためには、市のイベント開催だけでなく、他県や海外のビジネスコンテストへの参加支援が必要である。
- オ 事業承継は、長い準備期間を要するため、長期的な伴走支援が必要である。
- カ 第三者承継については、M&Aを悪用した承継などの社会問題を踏まえた支援が必要である。
- キ M&Aの事業承継セミナーは、事業等を譲渡する経営者が参加しやすいように事業拡大や承継など幅広いテーマを設定して実施する必要がある。

(2) 新たな事業活動の促進について

- ア 物産品等販路開拓について、展示会の出展費補助だけでなく、商談につなげる支援が必要である。
- イ 展示会や補助金に関する情報を事業者へ広く周知するため、情報発信等の取組が必要である。
- ウ ITスキルを持つ人材の受入体制を整備するため、経営者がITスキルやDXについて理解を深めるための支援が必要である。
- エ DXを推進するために、生成AIの活用に関するセミナー開催等の施策が必要である。
- オ 外国人観光客による熊本産品の継続的な購入を促進するために、ECなど海外からの購入が可能となる環境の整備に対する支援が必要である。
- カ 海外の販路開拓について、航空会社と連携し、物産パンフレットを配布するなどの取組が必要である。
- キ 台湾だけでなく、アジア全体から外国人観光客を呼び込む取組が必要である。
- ク 外国人観光客の受入環境を強化するために、公共交通機関における多言語対応の充実が必要である。
- ケ 国内の観光客に対して、文化資源を活用した観光コンテンツに関する情報

発信が必要である。

- コ 観光消費拡大のために、SNSを活用し、熊本の魅力について四季に応じた発信をする取組が必要である。

(3) 経営基盤の強化について

- ア 外国人材の定着を促進するために、外国人が安心して暮らすことができる環境の整備に対する支援が必要である。
- イ 熊本の雇用情勢に寄与するためには、県外に進学した若者に熊本の魅力を感じてもらうための取組が必要である。
- ウ 優秀な人材の定着を促進するために、企業の魅力に係る情報の発信等の支援を進める必要がある。
- エ 人材を確保するために、低廉な生活コスト等に焦点を当てた情報発信により、大都市等との差別化を図ることが必要である。
- オ 最低賃金の上昇による影響を受ける事業者に対して、融資を含めた支援が必要である。

(4) その他の事項について

- ア 現状の把握や方向性の検討にはデータの活用が重要であるため、データ取得に対する支援が必要である。
- イ 令和7年8月の大雪により被害を受けた事業者に対して、事業再開等に係る費用負担軽減などの支援が必要である。
- ウ 清掃などの委託契約や指定管理制度等の長期契約について、最低賃金の大額な上昇に伴い、契約金額が実態にそぐわなくなる可能性があるため、官公署自身も適正な価格転嫁に応じる姿勢が必要である。